

各 位

那覇市学校給食センター
所 長 大 田 修
(公 印 省 略)

令和5・6年度 学校給食用物資納入業者の登録について（通知）

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志・神原・古蔵・銘苅・天久・安謝・大名・鏡原・上間・高良）が発注する学校給食用物資納入業者の登録をご希望される場合は、別添「学校給食用物資納入業者の皆様へ」「学校給食用物資納入業者心得」をご了承のうえ、下記により申請してください。

なお、この登録により必ず発注があるとは限りませんので、ご了解ください。

※令和3・4年度の登録業者も新たに登録申請して下さい。

記

1 提出書類

- (1) 申請書類確認表
- (2) 「学校給食用物資納入業者指定申請書」（様式1）
- (3) 登録希望業種、営業概要、社員数、営業年数、輸送能力、食品の温度管理状況調（様式2）
- (4) 取引実績表（様式3）
- (5) 取扱品名（様式4）
- (6) 社屋（店舗）の写真等（様式5）
- (7) 使用印鑑届（様式6）
- (8) 納入希望業種及び食品名（様式7）

上記書類は、那覇市学校給食センターホームページよりダウンロードができます。

- (9) 印鑑証明書
- (10) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (11) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (12) 営業証明書（保健所長発行「営業許可証」又は「営業報告済」） ⇒ 加工業者のみ
- (13) 食品衛生監視票（保健所長発行 令和4年4月以降発行のもの） ⇒ 加工業者のみ
*監視点は80点以上であること。（80点以上であっても、必要に応じて施設の視察や指摘事項等の改善の確認を行います。）
- (14) 従業員の検便結果報告（病原性大腸菌O157・サルモネラ菌・赤痢菌） ⇒ 加工業者のみ
* 給食用物資の注文を受けた業者には、当該物資の納入前月又は納入月の検便結果の提出をお願いします。
- (15) 84円切手1枚（資格審査結果通知の郵送用）
- (16) （法人のみ）定款又は寄附行為、登記事項証明書
- (17) （個人事業主）身分証明書登記事項証明書

※（9）（10）（11）（16）（17）については、令和4年10月1日以降に発行されたものを提出してください。

※（9）については、原本を提出してください。その他の証明書はコピーでも可です。

- 2 受付期間 令和5年3月10日まで 平日の午前9時～午後4時 郵送可（当日消印有効）
（提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。）
- 3 登録有効期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- 4 提出先及び問い合わせ先(担当者名)

〒901-0156 那覇市田原3-3-4 小禄学校給食センター（担当：上江田）

Tel：917-3459 Fax：858-0424